

パブリックコメントの結果について～魚津市自治基本条例～

魚津市自治基本条例に関するパブリックコメントについては以下のような結果となりました。

◆募集期間 平成 28 年 12 月 9 日～平成 29 年 1 月 6 日

◆ご意見数：6 件（1 人）

いただいたご意見の内容は次のとおりです。お寄せいただいたご意見を踏まえ、今後、自治基本条例の規定についての見直しを行ってまいります。

ご協力ありがとうございました。

1. 第 14 条第 2 項について

条文中「職員は、法令及び条例等を遵守…」との記載については、あえて職員に条例の遵守を求める記述となっているが、市長・議員にはその記述がなく不整合。魚津市職員倫理規程・職員服務規程が策定されているのであれば、条例等を「魚津市職員倫理規程・職員服務規程」としてはどうか。

2. 第 25 条第 1 項について

条文中「地域振興組織等」は、地域に存在する各種団体のことを指すと考えられるが、地域振興会と誤解される恐れがある。単に「地域団体組織」としてはどうか。（他の条項・解説も同様に。）

魚津市自治基本条例逐条解説書に記載されている「地域振興協議会等」なるものは存在するのか。

3. 第 25 条第 1 項について

逐条解説書に記載されている「町内会、自治会、地域振興協議会等」を「町内会、地域自治協議会、地域振興協議会」としてはどうか。地域にある防災団体や消防団体などは振興の名称になじまない。

地域自治協議会の構成団体として、消防・防災・防犯・交通センターなどの団体を、地域振興協議会の構成団体として、商工農・文化教養・体育などの団体を対象としてはどうか。

4. 第 25 条第 1 項について

前述の両協議会の役割は、魚津市と町内会・各種団体の連絡調整機関とし、個々の町内会・団体の責任の下、自主性のある事業を展開すればよいのではないか。事業・予算に屋上屋を架す組織は、市民の声が届きにくくなる。

5. 第 27 条第 2 項について

条文中の「防災関係機関」の解釈としては、国・県・市の公的機関と考えられるが、地域には自主防災会があり防災の一翼を担っている。このことから「関係防災機関・地域自主防災会との」としてはどうか。

6. 第27条第3項について

条文中「市民は」の後に「地域防災への意識の向上を図るためにも、県・市・地域防災会が主催する防災訓練への参加を通して、」と追記し、「自ら災害等に…」とつなげてはどうか。